

平成 27 年度 第 1 回

宇治田原町総合教育会議議事録

宇治田原町総合教育会議議事録

招集年月日 平成27年7月16日(木) 午前10時開会

招集場所 宇治田原町総合文化センター 3階 研修室2

議事日程

1. 開会
 - 町長あいさつ
 - 教育委員長あいさつ
2. 総合教育会議の運営について
3. 教育に関する「大綱」について
4. 意見交換

出席委員

町長	西谷 信夫
委員長	内田 一孝
委員長職務代理者	山本 薫
委員	田中 典夫
委員	西川 真由美
教育長	増田 千秋

職務のため出席した者の職氏名

理事兼総務課長	山下 康之
総務課庶務係長	矢野 里志
教育次長	谷村 富啓
教育課長	岩井 直子
教育課課長補佐	池尻 一広
教育課学校教育係長	大辻 恵子

会議傍聴者 1名

○山下理事兼総務課長 それでは、皆さん、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、平成27年度第1回宇治田原町総合教育会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めます宇治田原町理事兼総務課長の山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本会議につきましては、お手元の資料の中にもつけさせていただいておりますけれども、宇治田原町審議会等の活性化指針に基づき公開ということにさせていただいております。事前に本日の会議の開催日時を町ホームページにおいて告知の上、傍聴を希望する方に対して傍聴を認めることといたしております。

傍聴していただいている方におかれましては、お手元に配付させていただいております宇治田原町審議会等傍聴要領に従い、適切な会議運営にご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、後ほどご説明させていただきますが、会議録を作成し、町のホームページにて公表することを予定いたしております。また、報道機関による取材等を受けた場合には、会議結果、概要等について情報を提供することとしておりますので、各位の委員さんにおかれましてはご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、お手元にお配りしております次第に沿って進めさせていただきたいというように考えております。

それでは、まず、開会に当たりまして、西谷町長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

○西谷町長 皆さん、改めましておはようございます。

ことしの梅雨は平年より4日早く入っておりますけれども、今、梅雨真ただ中ということでございますが、先日、永谷宗円の生家であじさいまつりが行われました。大変きれいに生家の中で咲いておったなど。たくさんの、町外からもたくさんお見えになって、大変にぎやかにその日を皆さん過ごされてよかったなというふうに思っております。

また、ご存じのとおり、台風9号、10号につきましては西のほうにそれたわけでございますが、現在、11号が日本に接近しております。特に、関西、近畿地方ですね、近くに接近するということで、災害がないようにというふうに願っておるところでございます。

また、残念な事件でございますけれども、岩手県の矢巾町立の中学校で、2年生が列

車に飛び込んで自殺したという、そういう痛ましい事象も発生し、教育委員会、町の教育委員会のほうでは、いじめが一つの要因ではないかというふうなことも発表されておるところでございます。

本日は、初開催となります平成27年度第1回総合教育会議のご案内を申し上げますところ、内田教育委員長を初め、各教育委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、平素は、皆様方には本町教育行政の推進にご尽力を賜っておりますこと、この場をおかりし厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による総合教育会議の設置は、首長と、そして教育委員会の意思の疎通、また教育課題や推進すべき教育施策の方向性等を共有し、より一層連携した教育行政を推進していくこととしておるところでございます。

総合教育会議の設置によりまして、教育委員会の皆様方と協議・調整を重ねる場ができましたことは、大変意義深いと考えるとともに、今後において教育行政を効果的に推進していく上で貴重な機会と捉え、実りあるものにしてまいりたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、総合教育会議の運営について、そして教育に関する大綱についての協議・調整をお願いするとともに意見交換の場を設けておりますので、どうぞ皆様方には忌憚のないご意見を賜りますよう心からお願いを申し上げます。開会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、大変ご苦勞さまでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○山下理事兼総務課長 ありがとうございます。

続きまして、内田教育委員長様より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○内田委員長 皆さん、おはようございます。

西谷町長様におかれましては、公務大変ご多忙の中、第1回宇治田原町総合教育会議を開催いただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本町の教育行政の推進に深いご理解をいただき、委員一同厚く御礼を申し上げます。

先ほども町長さんのご挨拶にもありましたように、このたび、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による総合教育会議の設置は、町長と教育委員会のより

一層連携した教育行政を推進していく上で大変効果的な会議と考えております。

教育総合会議は、町長との協議・調整の場であって、より一体となった教育行政を推進することや、教育の質の向上につながることへの期待を寄せるものでございます。そのためにも、私ども教育委員が今後とも研さん、研修を積み重ね、教育の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましても、この機会を有効に活用させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○山下理事兼総務課長 どうもありがとうございました。

それでは、まず本日配付させていただいております資料のご確認をお願いしていききたいと思います。

まず、上に次第が1枚です。

その次に、本日ご出席いただいている方の名簿をつけさせていただきます。

そして、その次から、ちょっと右肩上に資料1の番号と記入をさせていただいたものを両面で4枚です。

それと、第2期の教育振興計画のパンフレットが4枚ついております。これは、文部科学省のほうから出されている資料でございます。

以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日のご出席をいただいております皆様のご紹介をさせていただきます。

名簿のほうにつけさせていただきますけれども、まず、最初に、冒頭にご挨拶をいただきました宇治田原町長の西谷信夫町長様でございます。

○西谷町長 よろしく申し上げます。

○山下理事兼総務課長 続きまして、宇治田原町の先ほどご挨拶いただきました教育委員長の内田一孝教育委員長様でございます。

○内田委員長 どうぞよろしく願いいたします。

○山下理事兼総務課長 続きまして、宇治田原町教育委員会教育委員長職務代理者の山本薫教育委員さんでございます。

○山本委員長職務代理者 どうぞよろしく申し上げます。

○山下理事兼総務課長 続きまして、宇治田原町教育委員の田中典夫教育委員さんござ

います。

○田中委員 よろしくお願ひします。

○山下理事兼総務課長 続きまして、宇治田原町教育委員会教育委員の西川真由美教育委員さんでございます。

○西川委員 よろしくお願ひいたします。

○山下理事兼総務課長 続きまして、宇治田原町の教育長の増田千秋教育長様でございます。

○増田教育長 どうぞよろしくお願ひします。

○山下理事兼総務課長 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日ご出席をさせていただいております事務局のほうの紹介をしていききたいと思います。

まず、宇治田原町教育委員会教育次長の谷村富啓教育次長でございます。

○谷村教育次長 谷村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○山下理事兼総務課長 続きまして、同じく教育委員会教育課長の岩井直子課長でございます。

○岩井教育課長 よろしくお願ひいたします。

○山下理事兼総務課長 続きまして、同じく教育委員会教育課課長補佐の池尻一広課長補佐でございます。

○池尻教育課課長補佐 どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下理事兼総務課長 続きまして、同じく宇治田原町教育委員会教育課学校教育係長の大辻恵子係長でございます。

○大辻教育課学校教育係長 よろしくお願ひいたします。

○山下理事兼総務課長 それから、この教育会議の今回事務局を仰せつかっております宇治田原町総務課の庶務係長の矢野里志係長でございます。

○矢野総務課庶務係長 矢野です。どうぞよろしくお願ひします。

○山下理事兼総務課長 それから、私、宇治田原町の理事兼総務課長の山下康之でございます。どうぞ皆さんよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速本日の議題に入らせていただきたいと思ひます。

本日の議題は、お配りをさせていただいております資料のとおり、まず2、総合教育会議の運営について、それから3、教育に関する大綱について、4、意見交換となっております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず1つ目の議題の総合教育会議の運営について、まず私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

資料のほうにつきましては、資料1というようについているところを見ていただきたいと思います。

総合教育会議についてということで、これにつきましては、昨年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われまして、本年4月1日から施行されたということで、特に上のほうの表欄には、縦に設置、それから協議・調整事項、構成、招集、公開、運営となっております。概要としては、それぞれが、まず設置については首長が設置する。これは、第1項となっております。それが下の括弧に総合教育会議の第1条の4の1項が、この地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとするということで、首長が設置と、こういうように第1項がこの分でございます。

それとあわせて第1号のほうですね。教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、また、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、こういうようになります。

それから(2)が、これは2号でございますけれども、児童、生徒等の生命または身に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。それと、第1条の4の次からが2項になるわけでございますけれども、それが、今、申し上げました設置の部分と、それと協議・調整事項ということで、大綱の策定に関する協議、これは先ほど説明させてもらった第1項。それと教育条件の整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置の協議・調整です。これも第1項。

それから、協議・調整事項の中に、構成者はその協議結果を尊重することというのが第8項にうたわれておまして、ちょっとページをめくっていただきまして、2ページのところの8項ですね。これが8項で、総合教育会議においてのその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない、このように書いております。

それから、構成ですね。構成については、首長及び教育委員会ということで、第2項のほうでうたわれております。第2項が、総合教育会議は、次の掲げる者をもって構成するということで、地方公共団体の長ということで、本町の場合は町長でございます。それと教育委員会、こういうようになっております。ただ、必要に応じて関係者、ある

いはまた外部の、内容によってはそういった有識のある方も意見聴取、そういうことも可能ですよということになっておりまして、それが第5項のほうにうたわれておりまして、2ページ一番上の段にという、特に必要な場合にあっては、こういったそういう関係者、あるいはまた学識経験をお持ちの方から当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができると、こういうようになっております。

それから、招集。首長が招集ということで、町長が招集をするんやということになっております。それが第3項で、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するということで、町長が招集することになっております。ただ、教育委員会から招集を求めることもできると、可能ということで、これは第4項です。次の、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体——町長に対して協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができるということになっております。招集については、町長から基本的に招集すると。ただし、教育委員さんからそういう招集を求めることもできます、こういうようになっているところでございます。

次の公開については、原則公開だが個人の秘密保持または会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開ということも可能です。これが第6項ですね。

それから、会議録の作成・公表の努力義務ということで、第7項でうたっております。これが、2ページの6番、これが6項でございます、総合教育会議は公開すると、こういうふうになっております。ただし、個人の、今申し上げたこういう会議の公正が害されるおそれがあるときは、この限りでないというようになっています。

7項で、今申し上げました会議録作成の公表の努力義務を、この中でうたっております。

それから、運営でございますけれども、運営については総合教育会議で定めるということで、第9号でうたっております。この第9号、先ほどから説明しております前各号に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めると、こういうようになっております。

そうしたことで、次の3ページのほうです。今申し上げた総合教育会議の運営に関し必要な事項は定めるということになっております。そういったことで、3ページのほうに、資料の下段に3になっているところで、宇治田原町総合教育会議の運営要綱ということで、案ということで出させていただきます。先ほどの地方教育行政組織及び運営に関する法律の第1条の4の第9項です。これに基づいて、案のほうを今示させ

ていただいております。これでは、第1条から第5条までそれぞれうたっております、先ほど言いました必要な事項をここで定めるということで、第1条では趣旨ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、先ほど言いました第1条の4の第9項の規定に基づきまして、運営に関し必要な事項を定めると。

第2条で、会議の招集等。町長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所、議題をあらかじめ教育委員会に通知すると。

その第2項で、会議は、町長、それから教育長及び教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合、やむを得ない事由がある場合についてはこの限りではない。

それから、総合教育会議の議事進行ということで、第3条で、会議の議事進行は町長が行うと、こういうようにうたっております。

それから、第4条です。これが傍聴というところで、先ほどもいろんな説明をさせていただいたところでございますけれども、会議の傍聴に関する事項は、資料の、今、3のちょうど裏側に4というのがございますけれども、この宇治田原町審議会等の傍聴要領の例による。本町に定めております審議会傍聴要領です。傍聴の手続、あるいはまた会場を傍聴する場合の注意事項、それから会場の秩序、会議の秩序、こういうようにうたっています。これによって、傍聴のほうについても定めていくということとしております。

それから、第5条で議事録ということですね。第5条で、議事録には、日時、場所、出席者氏名及び審議内容を記載しなければならない。議事録は、非公開部分を除き宇治田原町のホームページで掲載して公表するものとする。

第6条雑則ということで、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が教育委員会と協議して、また別途ここも定めていくと、こういうように宇治田原町の総合教育会議の運営要綱のほうを、ちょっと事務局として、案として提案をさせていただいているところがございます。

今現在、この地方教育行政の組織運営に関する法律が改正されて、今後、どういった運営、またどういった対応をしていくのかということで、法律に合わせた説明と、その中にごございます運営の要綱、これについて、今ご説明させていただきましたけれども、まずこの件についてちょっとご意見のほうを、事務局のほうからお聞きしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山下理事兼総務課長 はい、ありがとうございます。

○田中委員 ちょっと。

○山下理事兼総務課長 はい。

○田中委員 資料の1の8項。構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果、これ、どういう意味ですか。意味が余りよくわからないのですが。

○山下理事兼総務課長 要は、この第8項ですね。この中で協議していったときに、いろんなご意見があったときに、まとまったらそれをみんなでこれは個々の委員さんの意見があっても、僕はこう思ってるねん、私はこう思っているねんという意見があっても、みんなで決まったやつについては、それに基づいてその意見を尊重しましょうということですねんわ。

○田中委員 わかりました。

○山下理事兼総務課長 そういう意味で設置しておりますので。ですから、個々のご意見がたとえ異なった場合が出てきても、みんなで決めていただいたことは、もうみんなの意思疎通の図れた事項にすると、こういうようお願いをしていきたいという意味でございます。

そしたら、この運営要綱でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山下理事兼総務課長 はい、ありがとうございます。

そしたら、まことに申しわけないんですけども、3ページの運営要綱の(案)を消していただきまして、そして右の上でございます宇治田原町総合教育会議の平成27年7月という部分でございますけれども、ここの括弧あいてますので、ここがきょう16日でございますので、ここに16日制定ということでお願いしていきたいというように思います。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、これより、総合教育会議の運営要綱のご承認をいただきましたので、この第3条に、会議の議事進行は町長が行うと、こういうようになっておりますので、ここから先は町長に議事進行のほうお願いしていきたいというように思っておりますので、ひとつ、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○西谷町長 それでは、運営要綱のとおり、第3条に基づきまして、私のほうが進行させていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はいろいろとあると思いますけれども、まず初めに、議題に入ります前に、教育長より本町の教育の現状と課題についてご報告を願いたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○増田教育長 第1回目ですので、学校教育の視点から、本町の教育の現状と課題につきましてご報告いたします。

今、本町では、各小・中学校において、「夢に向かって自ら学ぶ子」「つながり（絆）を大切にする子」「誇りを持ってふるさとを語れる子」を育てることを目指しております。

本町で育てたい子ども像を具現化するために、各小・中学校の教職員が一丸となって、チーム宇治田原町として取り組むべきベクトルをそろえ、小学校入学時から15の春を見据えて、小中一貫教育を推進しているところでございます。

全教職員による小中一貫教育全体研修会等での研究や研修、また、3校の校長・教頭・教務等が集合して小中学校企画会議を開催して、本町にふさわしい小中一貫教育となるよう研究・実践をしております。

過日、両小学校においてそれぞれ4教科ずつの8教科で、中学校の教職員が小学校の授業を参観するとともに、小中学校合同で授業研究をしたところであります。夏季には、町内の全教職員が一堂に集い、ふるさと部会による郷土史跡の見学等や学び部会による学力分析や教科別部会等が開催されることとなっております。

そして、それぞれの発達段階や課題を踏まえ、本町で目指す子ども像を育てるため指導に当たっているところです。例えば、出口となる維孝館中学校では、夢を持たせるために大学や高校との連携を図ったり、地域での職業体験やいろいろな職種の方を招いての学習をしたり、みずから学ぶためにまず学力を身につける基本となる授業のルールを「レッツ・スタディ・宇治田原っ子」として小中学校で統一したり、家庭学習の充実や読書活動の充実等共通して取り組んでおります。

また、つながり（きずな）を育てるため、中学校では、両小学校1年生や保育所・幼稚園に赴き、読み聞かせや合同遊びを行っております。また、各小中学校児童会・生徒会の交流を持ち、合同の取り組みや、昨年度はきずなのシンボルマーク、看板を作成し運動場に向け掲出され、本年度は各小中学校で「絆の日」を設定し取り組まれております。

さらに、ふるさとに誇りを持つために、学校公開の場を活用してともに創るまちづくり推進協議会と連携してまちづくりについて考える授業を学校公開したり、地域の方々の支援を得て地場産業のお茶等々の体験をしているところです。

小中一貫教育の今後の課題といたしましては、第1に9年間を通した学びの連続性を担保する教科ごとのカリキュラムの作成、第2に保育所・幼稚園等の幼児期と小学校期を円滑に接続するための幼小接続の研究、第3に両小学校が連携した授業や事業の拡充、第4に保育所・幼稚園・学校等が連携した特別支援教育や人権教育の一層の充実が挙げられます。

本町で育てたい子ども像を具現化するためのもう一つの取り組みとして、本町らしい本町の宝・強みである高い地域の教育力を生かした地域ぐるみ・町ぐるみの教育を推進することであると考えております。

各小中学校において、地場産業かつ伝統産業であるお茶やころ柿、シイタケ生産者などの学校支援ボランティア、また手話や点字、障害者体験などの福祉ボランティア、地域の方や保護者も参加する読み聞かせボランティア、郷土史の研究者や花いっぱいサークル等の日々地域のために活動されているサークルやボランティアの皆様方の支援等々、数え切れぬ多くの団体・個人のご支援ご協力をいただいているところであります。

小学校の登下校時に、おはようとお声をかけたり、お立ちいただいたり、付添っていただいたりして、子どもたちを多くの方々に見守っていただいております。まことにありがたいことです。

両小学校区においては、学社連携、また地域ぐるみで子育てに当たっていただいております。住民の皆様方が連携し、一体となって、学校外の活動時間に、校区全体事業や地域ぐるみの事業によりさまざまな活動体験の場を設定していただいております。また、その中で、人と人とのつながり・きずなを通じて、ふるさとへの愛着や誇りをも子どもたちの心に育てていっている状況が見られます。

学校教育・社会教育の最大の課題は、家庭の教育力の向上であると考えております。一層の発展のためには、本町の最大の利点である地域ぐるみ・町ぐるみの教育を推し進め、各学校においてもボランティアバンクの整備やボランティアの活動機会の拡充といったボランティア活動の拡充を、今後図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西谷町長 はい、ありがとうございました。

本町の教育の現状と課題ということで、まずは育てたい子ども像。これ「夢に向かっ

て自ら学ぶ子」「つながり（絆）を大切にする子」また「誇りを持ってふるさとを語れる子」ということを目指しているということでございます。そういった中で、小中一貫教育の推進の、今、現状、そして今後の課題、また地域ぐるみ、町ぐるみの教育を推進している状況、またそれに対しての今後の課題は家庭教育力の向上であると、そういうことのご報告をいただいたところでございますけれども、これは報告でございますが、何かございましたら、ご意見なり言っていただけたらいいかと思っております。

よろしゅうございますか。今の現状についてのご報告と課題というのは、皆さん多分認識されている、既に認識されておることだろうかと思っておりますので、また今後よろしくお願ひします。

それでは、平成27年度の総合教育会議開催スケジュールにつきまして、資料の6ページになるんですけれども、このことについて山下理事よりご説明、よろしくお願ひします。

○山下理事兼総務課長 それでは、お手元にお配りさせていただきました資料の6ページ、今、町長のほうからございました6ページのほう、ちょっと見ていただきたいと思います。

まず、平成27年度総合教育会議の開催スケジュールということで、（案）ということですね。

まず、左の端のほうですね。6月から3月までというふうに振っておりますけれども、7月中旬ですね。これが、きょうの7月16日ということで、きょうはもう日が入るわけでございますけれども、第1回目の本日開催いただいております総合教育会議ということで、会議の運営については、もう先ほどご承認もいただいたところでございまして、この後、また大綱について、あるいはまた意見交換というような内容で協議・調整をお願ひしていききたいというふうに思っております。

それと、第2回目は、10月の中旬ぐらいにお願ひをしていきたいなと思っております。第2回目については、これから後、大綱に関してまたご説明もさせていただくところでございますけれども、そういった内容の協議、それからまた調整事項ですね、それ以外にもまた案件があれば、またこの中で協議を願ひしていく。

それと、年明けの平成28年1月ですね。下旬ぐらいに第3回目の総合教育会議をお願ひして、大綱のまとめ的な部分、あるいはまたそれ以外に協議・調整事項についてもお願ひをしていきたいなというふうに思っております。

ただ、備考欄にもございますように、毎月原則的に第4火曜日に教育委員会のほうで

は定例会を開催される予定と聞いております。それと、町の全体的には、今、第5次のまちづくり総合計画が、今、順次審議会の委員さん等でご協議いただいておりますので、その辺との絡みも出てくるんじゃないかというような日程もあわせていただいております。

それと、一応、1回、2回、3回というようには予定のほうを組ませていただいておりますけれども、先ほど来協議させていただいたように、基本的には町長が招集するというようになっておりますけれども、内容によってはまた教育委員会のほうから町長のほうに会議を開いていただくようというお声があれば開催もできるということになっておりますし、またあわせまして、緊急の案件が出てまいりましたら、またこの1回、2回、3回とは別に、またお願いもしていかなんことがあるかなというように思っております。基本的には、このところに挙げさせていただいております会議開催スケジュールに基づいて、ひとつお願いをしていきたいということで、ちょっと事務局のほうからご提案を申し上げていきたいというふうに思います。

町長、よろしくお願い申し上げます。

○西谷町長 スケジュールについての説明がございましたけれども、今現在のところ、予定としては10月、1月というところがございますが、大綱作成につきまして、いろいろとまた内容の中でご議論せんなん事態も出てこようかと思っております。そういったときには、皆さんに事前にご通知させていただいて、会議の開催をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。スケジュールの点につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○山本委員長職務代理者 1点になるか、2点になるか、お願いしたいんですが、まちづくり総合計画と大綱の関係なんですが、この内容について吟味を要する場合というふうに、町長さん、あるいは理事さんが言われていると思っておりますけれども、やはりこの3回の会議だけでは十分内容が滞らないという場合も考えられるとすれば、やはりそれはもう少し調整会議ということで必要な場面が出てくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○西谷町長 その点につきましては、今現在策定中がございますけれども、そういった中で将来の本町の子ども、学びを応援する町ということも、その中の総合計画体系の中のテーマ、これは案でございますが、入っております。そういった中で、教育面についても、やはり大変かかわりを持ってくるという中では、そういうことも十分勘案しながら、

開催日をまた決定してまいりたいと。今のところ3回ということでございますけれども、そういう状況も踏まえながら、今後、適時開催してまいりたいというふうに思っておりますので、その辺は十分に柔軟な体制をとってまいりたいというふうに考えております。

事務局から何かありますか。

○山下理事兼総務課長 ただいま町長のほうがおっしゃったとおりなんでございますけれども、一応、まちづくり総合計画のほうでの素案のでき上がってくる状況と、その辺も勘案しながらいかんなん部分ございますので、状況によっては、一応1回、2回、3回というふうには上げさせていただいておりますけれども、状況によっては、今、町長のほうからお話にございましたように、もう少し中身的に審査・審議組ませていただく部分も出てこようかと思っておりますので。一応、予定としてここは入れておりますけれども、もう少し総合教育会議のほうも開催をお願いいたしまして、ご議論いただく機会があるというふうには認識しておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長職務代理者 最終的には、この大綱は、今年度、27年度に決めていくというお見通しなんでしょうか。

○西谷町長 そうです。

○山本委員長職務代理者 ありがとうございます。

○内田委員長 すみません。ちょっと教えてほしいんですけども。

このまちづくり総合計画の素案が10月の下旬に出てくる予定なんですね。

○山下理事兼総務課長 現在ね、はい。

○内田委員長 その前、例えば、8月、9月にその素案を見るということは無理なんですか。つまり、教育委員会と町のそのまちづくり総合計画とを勘案しながら大綱できたかなという思いがあれば、極力早い目から整合性、あるいは勘案する時期があれば、より内容の濃いものになるのではないかなという思いがあって、素案が出てくるまで、ちょっとまちづくり総合計画の5次は、教育委員でも中身がわからないのかというあたり、ちょっと教えてもらえますか。

○西谷町長 山下理事。

○山下理事兼総務課長 今、教育委員長のおっしゃったとおり、非常に重要なものでございますので、今、随時審議会のほうで、いろんな分野でご苦勞をいただいて、やっただいていただいているところでございまして、この間も12、13、14、座談会のほう開催いただきまして、ここにおられる教育委員さんにもご出席を賜ったというふうに聞いております

けれども、そういう段階で今やっておりますので、ちょっと表に出せるような段階になれば、早いうちに見ていただくことも可能かなというふうに思っております。まだちょっと今のところ、そういったところでの、今、座談会での住民の皆さんのご意見を、今現在集計しているような状況でもございますので、早い段階でご審議、また見ていただくのであればというぐあいには考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○西谷町長 ほかにございますか。

後でちょっと意見交換の場を持っておりますので、とりあえず次に進めさせていただきたいと思ひます。

次に、教育に関する大綱について、事務局から説明を願ひます。

谷村次長。

○谷村教育次長 それでは、教育に関する大綱について進めさせていただきます。

資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、大綱に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律を参考条文として、中ほどに挙げております。

第1条の3というところでございますけれども、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするとして第1条の3にうたっております。

2項につきましては、地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

第3項でございまして、地方公共団体の長は、大綱を定め、またこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないということで、今回の大綱についての法律をうたっております。

そして、大綱策定にかかわりまして、文部科学省は上段の3つを示しております。上の部分で①、②、③を示しております。

①につきましては、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

②としまして、法律上、大綱とは教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を記載するものであると規定されていることから、教育のほか、学術、文化、スポーツも

大綱の対象となるが、大綱は、地域の実情に応じて策定されるものであり、必ずしも網羅的に記載する必要はないとうたっております。

また、③でございますけれども、大綱は、教育基本法に基づいて策定された国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。具体的には、第2期教育振興基本計画において、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象になるというふうにとられております。

大綱の策定については、下段に挙げております教育基本法第17条にもうたわれております。

第17条の下第2項でございますけれども、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないということで、教育基本法の教育振興計画の中でうたっております。こういったことをもとにしまして、今回大綱の策定をしていきたいと考えております。

また、国の第2期の教育振興基本計画ですが、4つの基本的な方向性、また8つの成果目標、そして30の基本施策の構成となっております。

裏面の8ページをごらんいただきたいと思っております。

第2期の教育振興基本計画の抜粋でございますが、特に第2部では、今後5年間に実施すべき教育上の方策を挙げております。4つの基本的方向性と8つの成果目標、第2部でございますけれども、4つでございますけれども、1つは、中段でございますけれども、社会を生き抜く力の養成。そして、2つ目は未来への飛躍を実現する人材の養成。3つ目としましては、学びのセーフティネットの構築。4番目としましては、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成。その4つの基本的な方向性がございます。

そして、次にありますのが、8つの成果目標でございます。それも挙げておりますけれども、中段のほうにありますとおり、成果目標1としまして、生きる力の確実な育成。成果目標2としまして、課題探求能力の修得。成果目標3、生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得。成果目標4、社会的・職業的自立に向けた脳力・態度の育成等。成果目標5、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成。成果目標6、意欲ある全ての者への学習機会の確保。成果目標7、安全・安心な教育研究環境の確保。成果目標8、互助・共助による活力あるコミュニティの形成ということで、8つの成果目標をうたっております。その中で、また30の基本施策を設けております。それにつきましては、別資料としまして、カラー刷りの第2期の教育振興計画をつけておりますので、

またこれも参照していただきましたらありがたく存じます。特に、一番最後の辺でございますけれども、後ろから2枚目でございますけれども、4つのビジョンですね。基本的方向性、8つのミッション、成果目標、30のアクション、基本施策ということで、1 2 3 4 5 6 7 8ということで、そこに小さく30のアクションがうたわれております。こういったことを参照させていただきながら、今後の大綱作成に臨んでいきたいと考えております。

このようなことも踏まえまして、先ほどもございましたとおり、現在策定中の第5次のまちづくり総合計画との整合性を図りながら、本町の地域の実情に応じた大綱を作成させていただきたいと考えておるところでございます。

本日は、こういった大綱策についての基本的な考え方等について説明をさせていただきました。

以上でございます。

○西谷町長 大綱についての基本的な考え方ということで説明をしていただいたわけでございますけれども、何かご質問あればよろしくお願ひします。

○内田委員長 基本的には今の方針でいいんじゃないかな。

○西谷町長 はい。

○内田委員長 国の文科省の方針から見て、町の、地方自治体の第5次の総合計画やったかな、その中の教育に関する部分、それと地元の教育委員会の考える教育の方針、そんなを勘案しながら大綱をつくっていくと、そういうふうなことでいいんじゃないかなというふうに思っていますが。

○西谷町長 はい。基本的には、第2期の教育振興計画においての第1部、第2部の成果目標等々ですとか、そういった部分と大綱施策についての参酌をしていく中で、本町では第5次まちづくり総合計画策定という中で整合性を図りながら、また地域の特性を生かすという意味では、教育委員会独自のそういうことも一緒に勘案しながら策定していくのではないかとというふうなお話でございますけれども。

ほか、何かございませんかね。

○西川委員 すみません。先ほどからお話が出てます座談会のほう、まちづくりのほうで出させていただいたんですけれども、そのときも地域ぐるみの活動というのを随分皆さんやっぱりもっと地域性を高めるほうがいいというようなお話をされていたんですね。その中で、やはり子どもたちのことを気にかけてくださっている声も幾つかありまして、そのことからすれば、その大綱をつくる上でも、先ほど教育長さんもおっしゃっていた

ようなまちづくりで子どもを見守る体制というのを強化できればなと思っております。

○西谷町長 大変大切なことやというふうに私も感じておるところでございまして、まちづくりは人づくり。その中で、やっぱり地域の子どもは地域でつくり上げていくということは本当に大事なことであろうかと。学社連携もいろいろ取り組んでいただいているのは、やっぱり根本的にはそういう考え方で取り組まれているというふうに思っております。そういった中で、今回の大綱の中にもそういったことを十分、意味をしっかりとここに込めて大綱づくりもやっぱり含めて考えていったらどうかなというふうには思います。

○田中委員 いいですか。

○西谷町長 はい。

○田中委員 今、ちょっと出ないようなんです。

まちづくり総合計画の成案に従ってだんだん形づくられていくというようなイメージでしているんですが、一方、教育委員会が27年度に出している教育の重点に大きな3つの狙いがありますね。こんな目指す子どもとか、育てたい子ども像というような。これとの整合性をどうするのかという問題が一方であるように思います。どっちかという、教育委員会が今まで教育の重点としてつくってきたのは、学校教育寄りのやつが多かったように思うんですね。そういう意味で、審議委員の皆様にも、ぜひこの教育委員会がつくった教育の重点なども参酌してということをお願いしたいなと思っております。

○西谷町長 その点につきましても、やはり十分、またもちろん企画のほうにも、やっぱりその今の育てたい子ども像を中心として教育の方針ということも、把握は今現在してくれていると思いますけれども。

谷村次長。

○谷村教育次長 ただいまのご意見でございますけれども、まちづくり総合計画につきましても、町職員が入ったワーキンググループがございますので、そういったことでの、教育委員会の職員もそのワーキンググループに入っておりますので、そういった内容も生かしていくんじゃないかなと考えております。また、素案の段階におきましても庁内での調整もあるかなと思っておりますので、その辺は先ほど教育委員長からありましたとおり、国の教育振興基本計画並びに第5次の総合計画の整合性、また先ほどございました教育の重点等でもですね、そういった地域の実情に応じた大綱をつくっていくということをまず根本に置いておりますので、そういったことを踏まえながら、今後調整を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○西谷町長 ほかにございませんか。

あと意見交換の場を持ちますので、ざっくばらんな話をそのときにでもしていただけたら幸いだというふうに思います。

大綱につきましては、当初のスケジュールもございますけれども、柔軟に対応させていただいて、適時開催もさせていただきたいというふうにも思います。そういった中で、すばらしい大綱ができるようにということで、今の教育の育てたい子ども像ということも大変重要でありまして、そういった中で、理念なり目標なりを定めていただけたらいいかなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、最後に意見交換会ということで、委員の皆様からいろんなご意見をいただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○山本委員長職務代理者 よろしいですか。

○西谷町長 はい。

○山本委員長職務代理者 宇治田原町には、自然、文化の歴史など的大変貴重な財産が豊富にあると思うんですが、この前14日の日には、宇治田原小学校で京大のほうの先生を招かれまして、化石の観察会をされておるのを聞いております。また、24年度でしたか、学社連携事業におきまして、宇治田原町の森林組合が地元の木を削ってキーホルダーづくりを実施したこともございます。このように、地域の自然、あるいはまた伝統文化を生かして、子どもたちのために、地域の方々と一緒に総合学習、あるいは体験学習をより深めるという方法はいかがなものかと。私は物すごく必要性を感じますし、地域の特性を生かせるんじゃないかなと思っているんですけれども。

○西谷町長 山本委員のほうからお話ございましたけれども、大きく新聞に化石の、イルカの化石について京大の先生に来ていただいてということで、大変いい勉強をしたというふうにも思っております。また、平成24年のときには、森林組合のほうで、ま、いうたら町内の間伐材を利用していろんな取り組みをしていただいたというのを覚えておりますし、大変子どもたちもやっぱり木のぬくもりなり、また山にはこんな木があるいうことを身近に感じてくれたという、そういう体験、非常に大切であろうかというふうに思います。そういった中で、各2小学校は特に地域とのきずなというかつながり、これによってやっぱり子どもたちの心が育んでいける、豊かな心を持ってもらえるいいきっかけであるというふうに思っております。やっぱりそういう部分は、特に教育長もお思いはあられるかと思っておりますけれども、そういう思いをやっぱり、ずっとこれからも

しっかりと力を入れていかなければならないなというふうに思っております。

教育長、何かあったらちょっとお願いしますわ。

○増田教育長 先ほどのその報告のほうもさせていただいたんですけれども、やっぱり宇治田原町の一番の強みって何かといたら、私のやっぱり思っているのは、住民の皆さん方、そして1中学2小学校の子どもたち、町を挙げて、住民の皆様方が、もうほんまに一体となって子どもたちを育てる環境にあるということを思っています。子どもたちの心をほぐすにも、それから地域に対する誇りを持つにしても、やっぱり地域の方々、日々、やっぱり一緒に接点をお持ちいただける方々から会話していただいたりしながら、子どもたちの体験がどんどん広がっていく、それぞれの家庭環境の違いはあるんですけれども、それを全ての住民の皆さん方が社会的な親としてかかわっていただける、本当にありがたいことやないかなと思っています。

今後とも、学社連携、地域ぐるみの子育てネットの取り組みについて、もっともっと位置づけながら、しかも、さらにボランティア活動と合わせた形で展開していけたらというふうに考えています。

宇治田原町の部分でいうと、繰り返しますと、地域、それから保護者、子どもたち、教育行政も本町の行政も一体となって、みんなでオール宇治田原で取り組んでいけると思いますので、その優位性を生かしながら取り組みを進めていけたらと考えています。そのための、またお互いの情報連携をしっかりしていくことが大切やなということで、今、感じているところです。

以上です。

○西谷町長 何か、それについて何かございませんか。

○山本委員長職務代理者 いや、もっと具体的にということはないんですけれども、基本的に、やっぱりこの先ほどからの話にもあるように、みずから考えて課題を探求、あるいはまた解決していく学習が大事なのかなと。その中で、決められた内容を決められたとおりに学ぶんじゃなくて、それぞれの子どもたちが自分の居場所やら必要性を感じて興味関心を持っていただくと。そのためには、やっぱりみずからテーマを設定して学ぶ必要があるのかなというのが次の柱かなと。やらされている感じから、やっぱりやりたいからやるという積極的な方向性に持っていくような環境が、私は必要かなと思いますけれども。

○西谷町長 そういうみずから子どもたちが、みずからというところ辺が一番大事なところやと僕も思いますし、そのみずからという気持ちにならず、やっぱりそれが大切です

よね。今、地域とのかかわりの中で、いろんな世代とのかかわりの中で、やっぱりそういうことがそこにつながっていくのかなという気がしますし、それが子どもたちの将来に向けての目標を見つける一つのきっかけになる可能性もあるのかなというところ辺であろうと。せやから、みずから、自分からも進んで学びたい、自分から考えていって、いろんなことを探求、研究してという、やっぱりそこにつながっていきけるように、やっぱりそれが一つの地域ぐるみの子育てかなという、そういう形になっていくと思いますけれども。

西川さん、どうぞ。

- 西川委員 その同じつながりだと思えるんですけども、やはり今って本当に指先でいろんな情報が知れて、指先だけで遊べて、体を使って体験するということが随分減っていると思うんですよ。その体験していって自分の中に芽生える夢というのか、その熱い気持ちをつくる機会というのをつくってあげられることも、学校でできることではないかなと思っているんです。そうすれば、やっぱりそれに対して自分がだんだん、それこそ動ける、やりたい気持ちが出てくる子がどんどん生まれてくるんだと。そこら辺を考えていただければなと思っております。
- 山本委員長職務代理者 あと、もう一つ、ICTとかいろんな反転授業とか教育方法についてはいろいろな形で先進県、あるいは先進学校があるんですけども、やはり徳育の問題、あるいはまた英語教育に当たっての問題、いろいろとあるんでしょうけれども、その中で、基礎教育、体力の増強、この辺はやっぱり、まずやっていく必要があるのかなと思うんです。
- 西谷町長 基礎教育は大変重要なことでありますけれども、基礎教育の中では、やっぱり学校教育が一番主ではないかな。あとは、家庭教育の中でいかにその家にいる時間をどううまく使うか、子どもたちが使うかというのは、やっぱり家庭の中での問題でもある。それをうまく合わされば一番いいかなというふうに思います。確かに基礎教育、英語教育、また道徳教育という部分では、これから一番求められている部分であり、また子どもたちが一番必要であるかなというふうには思っておりますけれども。

この点について、現場に近い教育長はどうですか。

- 増田教育長 先ほどの道徳教育ですな。今度、法改正のほうで、今、法改正というか、中教審の答申のほうが出されたところで、その実現に向かって、今、準備のほう、各校でもやっているところです。子どもたちの心を育てるという面において、学校自身の中で検討しないといけない事項のことと、もう一つは、視点からですけども、規律とい

う側面において、乳幼児の段階、特に幼児期からの接続のところを、今、大切にしていけたらというふうに考えています。幼稚園であったり、保育所であったり、その段階から子どもたちの心を育てていくこと、そして小学校低学年、中高学年ですね。中学校まで含めて、やっぱり一貫した同じ物差しで子どもたちの心を育てていくことが大切じゃないかなということ考えています。そこのところについては、また重点的な形の課題として、教育委員会のところでも検討してまいりたいというふうに考えています。

○西谷町長 保幼小中の連携という部分も大切であろうかと思えますし、例えば、保育所なり幼稚園なり、卒業して小学校入ったというところでは、その保育所なり先生方と小学校の先生方とのやっぱり交わりの中で、卒業してしまおうたらしまいじゃなくて、卒業した子が、今、小学校でどうなっているのかなという、やっぱりそこら辺も追及していくことも大事やなど、僕は、もう前からそういうふうに思っておりましたけれどもね。そういう取り組みを、今、やっていただいている部分もありますので。

○増田教育長 はい。今、そういう組織的な形の、組織としてのきちんとした、特に指導をする教職員同士のつながり、保育所や幼稚園を含めて。現在でも、人権にかかわる部会等でしたら、うぐいす幼稚園、それから町立保育所のほうの職員さんも一緒に、実は入っていただいて、小中の合同の部会のところで話し合いも実は進めていただいているということで、組織としてのつながりをしっかり持ちながら、それぞれの子どもたちの発達段階に合わせてどういう指導をしていくのかということ、今、取り組みのほうを進めているところです。

それから、あと、この11月にも、私のほうも、保育所のほうに実は行かせていただいて、保護者の方にお話をさせていただく機会を予定しておるんですけども、そのときに小学校から、また中学校を見据えた上での幼児期からどういう子どもたちを育てていかなあかんのかという部分のお話をさせていただきたい。また、保護者の方々にも、どういう目で子どもたちを見てほしいのかということ、お話をさせていただく機会もちょっと予定していますので、積極的な形でかかわり合いながら、しかも同じ宇治田原町の一つの町なので、本当に1つになってみんなで、町ぐるみで、そういう面においても子育てをしていく必要があるのかなということ考えております。

○西谷町長 保育所のほうでも、一昨年の秋ごろから、道徳についてのカリキュラムを月1回程度はやっていただくようになりました。保護者も交えてというのを、やっぱり僕は目標持っておるんですけども、なかなか厳しいかもしれませんが、それを続けてくださいやという形では、今、お願いしています。

○西川委員 いいですか。

○西谷町長 どうぞ。

○西川委員 今の、かかわってくるんですけれども、日曜日にやったまちづくり座談会の子育てのあれに出たときに、一番お母さん方という感じの方が言っておられた、高校への通学不便やから住みにくいという意見と。ただ、私、子ども・子育て会議にも入っているんですが、子ども子育てとかには非常に宇治田原町はよくやられていると。ほかの他市町村よりも随分丁寧なんじゃないかというように皆さん感じておられるように感じると。今の話も合わせて考えたときに、今の学校教育のほうは主として小中連携という言い方してますけれども、実は生涯学習そのものが、本当の小中連携も中に入れた形での話し合いも組めるんじゃないかなと。4次の総合計画では、2番目に幅広い年齢層に応じた生涯学習環境の向上という言い方をされていて、生涯学習が挙げられていますね。幼児教育、それから小中連携教育、それから高校への手厚さ、それからあと保護者になった場合の家庭教育なり、それから老後のグリーンライフカレッジですかね。それらを見据えた生涯学習全体として形づくっていくようなイメージが、非常に私はいいなと思って。今度教育長さんはそういう生涯学習のオーソリティーですので、またそれを楽しみにしているんですけれども。ぜひ一貫したものとして、小中連携もすばらしい構想を立てていただけるとありがたいなと思います。

○増田教育長 はい、ありがとうございます。

○西谷町長 ほか、何かございませんかね。何かあったら。

いろんなご意見なりいただきまして本当にありがとうございます。

本当に、全くそのままのご意見の意見交換、僕はできたのではないかなというふうに思っておりますし、これが、今後の本町の教育、特に田中先生言われた幅広い教育は生涯学習やというふうに私も思いますので、そういった中で、今後取り組んでいかなければならないというふうに思います。

そういった中で、今回総合教育会議につきましては、大綱の作成ということが一つのテーマになってございますけれども、まちづくり総合計画等々も、その辺の整合性も図りながら、また育てたい子ども像という形で、本町の教育のほうの中の中心的な柱についても、やっぱり中に込めながら作成してまいりたいと。予定では3回ということでございますけれども、なかなか、今、山本委員さんが当初おっしゃっていただいたとおり、3回ではおさまらないという部分もあると思いますので、その辺は適時招集させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほかに何もございませんかね。

よろしいか。

事務局からも、何も今のところよろしゅうございますか。

それでは、大変長時間にわたりましていろいろなご意見を賜り、ご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

以上をもちまして、第1回の総合教育会議を終了させていただきます。本当にご意見いただいたことは、行政といたしましてもいろいろ反映してまいりたいし、またこの会議が実りある会議ということになりますよう、皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げまして、これで終わりたいと思います。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。